

## ポリオ生ワクチン投与を実施します

- 対象者** 生後3カ月～90カ月(7歳6カ月)未満の子どもで、2回の接種が終了していない人
- 受付時間** 午後1時30分～2時30分
- 必要なもの** 母子健康手帳、予診票(持っていない人には会場でお渡しします)
- 日程**

月・日		お住まいの校区	場所
4月	25日(月)	緑ヶ丘	保健センター2階
	26日(火)	有明・桜山	
	28日(木)	中央	
5月	10日(火)	一小	
	12日(木)	清里・府本	
	13日(金)	平井・三小	
	20日(金)	八幡・二小	

- 注意事項**
    - ・投与前後30分は飲食を控えてください。
    - ・下痢をしている人は投与を控えてください。
    - ・他の予防接種との間隔に注意してください。
    - ・病気などで治療中の人は、当日の接種が可能かどうか、かかりつけの医師に相談してください。
    - ・予診票はペンやボールペンで記入してください。
  - その他** 予防接種に当たり、投与の意思を確認しますので、子どもの健康状態をよく知る保護者(親権を行う人・後見人)が同伴してください。保護者以外の人(親族)が同伴する場合は委任状(保健センターにあります)が必要です。
- ☎保健センター ☎63-1133

## 健康づくり推進員協議会講演会に参加しませんか

健康に生きるためには、日頃の自分の体の状態を知っておくことが大切です。

『体力アップ体操教室』で行っている血圧測定の意味と血圧管理について、一緒に考えてみませんか。

- 日時** 3月26日(土) 午前10時30分～正午
- 場所** あらおシテイモール2階シテイホール
- 内容** 高齢者の血圧管理
- 講師** 市民病院健康管理セ

## 新型インフルエンザワクチン費用助成申請は3月末まで

市民税非課税世帯および生活保護世帯の人を対象に、新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成していません。まだ申請が済んでいない人は、3月末までに保

ンター長 鶴田敬一郎先生  
●**参加費** 無料  
※事前申し込み不要  
☎市健康づくり推進員協議会事務局(保健センター内)  
☎63・1133

## 年金相談の予約

玉名年金事務所による荒尾市出張年金相談と、玉名年金事務所での年金相談の両方とも、事前に予約ができません。予約により、待ち時間が短くなる、あらかじめ必要な書類がわかる、などの利点がありますので、ぜひご利用ください。

- ▼**荒尾市出張年金相談** 毎月第4火曜 午前10時～午後3時
- ▼**玉名年金事務所での相談** 月～金曜 午前8時30分～午後5時15分
- ▼**予約申込** 希望日の1カ月前から
- ▼**「申・問」** 玉名年金事務所 ☎74・1612

## 障がい者定期相談会 (4月)

各障がい種別ごとの相談員や、障がい者の就労に関する相談員も派遣されます。相談無料、秘密厳守。

- 日時** 4月20日(水) 午前9時30分～11時30分
- ※相談日の7日前までにご連絡ください。

## 各種相談

- 場所** 荒尾市ふれあい福祉センター
- 対象** 身体・知的・精神などに障がいのある人とその家族
- 相談内容** 日常生活、年金、就労、障がい福祉サービスに関する事など
- ▼**「申・問」** 福祉課 ☎63・1406 FAX 62・2881

## 【無料法律相談】

- ▼**日時** ①4月7日(木) ②4月21日(木)、午後1時～4時
- ▼**場所** 市役所総合案内
- ▼**申込受付** ①3月18日(金) ②4月6日(水) ③4月8日(金) ④4月20日(水)
- ※予約先着8人
- ▼**「申・問」** 総合案内 ☎63・1503

## 【行政相談】

- ▼**日時** 4月7日(木)、4月21日(木)、午前10時～正午
- ▼**場所** 市役所総合案内
- ▼**「申」** 総合案内 ☎63・1503

## 【年金相談】

- ▼**日時** 3月22日(火)、午前10時～午後3時
- ▼**場所** 市役所11号会議室
- ☎健康生活課 ☎63・1327

**3月のごみ収集日程が変更されています**

該当区域	内容	日程
二小校区 リサイクル 通常通り実施	燃えるごみ 収集なし	21日(月・祝)
月・木曜地区 一小、二小 緑ヶ丘小(旧四 小・旧緑ヶ丘、 有明小、平井小)	燃えるごみ 収集します	22日(火)
火・金曜地区 三小、中央小、桜山小、八幡小、 府本小、清里小	燃えるごみ 収集します  燃えないごみ 収集なし ※30日(水)に収集	23日(水)

☎リレーセンター東宮内  
☎ 62-0647  
環境保全課 ☎ 63-1370

**資源ごみの「持ち去り禁止条例」が施行されます！**  
「荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例」が改正され、施行されます

各校区のリサイクルステーションから、資源ごみが不法に持ち去られる事件が多発しています。特に近年は持ち去り行為が増加しています。

これを踏まえ、市では資源ごみの持ち去り防止を目的に条例を改正しました。持ち去り禁止を盛り込んだ本条例が、4月1日から施行されます。

これにより、悪質な違反者には禁止命令などを出し、20万円以下の罰金を科すことができます。

これにより、悪質な違反者には禁止命令などを出し、20万円以下の罰金を科すことができます。

また、警察の協力を得て4月からは市職員による夜間または早朝のパトロールを行い、持ち去りの防止に努めます。パトロールによる違反者の発見を行っていきませんが、一番の持ち去り防止策は、資源ごみを朝から出すことです。どうしても朝から出せない人は近所の人をお願いしていただくか、土曜日に直接リサイクルセンターに持込むこともできますのでご利用ください。

趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。  
※なお、資源ごみの排出は「荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例」施行規則の規定で、リサイクル当日の午前7時30分から8時30分までに資源ごみ集積場に排出することになっています。ご協力をお願いします。

☎環境保全課 ☎ 63-1370

**し尿汲取り一般世帯の皆さん、4月はし尿汲取り手数料の減免申請の更新月です**

一般世帯の「し尿汲取り手数料」は、住民基本台帳の世帯人数に基づいて算出しています。

1カ月以上の長期不在の人(住民異動届を未提出のまま入院、施設入所、学校または仕事の関係で市外に在住の人など)は、減免申請の手続きが必要です。

●申請方法 下の「し尿汲取り手数料減免申請書」に記入し、環境保全課へ提出してください。

●申請締切 4月28日(木)

【提出するときの留意点】  
▽減免期間は、提出月から最長で当該年度の3月までです。

※期間をさかのぼっての減免は認められません。

▽平成22年度に手続きをした世帯でも、4月以降も引き続き不在の人がいる場合は、改めて申請が必要です。

▽減免者が自宅へ戻った場合は、環境保全課までご連絡ください。

※し尿汲取り手数料は口座振替も利用できます。希望する人は、最新の領収書、通帳、通帳印を持って、金融機関で手続きをしてください。

☎「申・問」環境保全課  
☎ 63・1370

**し尿汲取り手数料減免申請書 (新規・更新)**

平成 年 月 日

荒尾市長 様

住所 荒尾市

ふりがな  
氏名

☎ ☎ -

下の①～③の理由により、し尿汲取り手数料の減免をお願いします。(太枠の中のみ記入してください)

① 入院・施設入所	② 学生	③ その他 ( )	整理番号	-
個人コード	不在者氏名	続柄	入院先・学校名など	減免期間

上のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

行政協力員等

☎